

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成25年度 第3回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成25年9月25日(水曜日) 午後1時30分 から 午後4時30分
開 催 場 所	瑞穂市役所 3階 第1会議室
議 題	・ 審議会等の実態調査結果について ・ 提言書について ・ 現状と課題として盛り込むべき内容について
出 席 委 員 欠 席 委 員	< 出席委員 > 会長 中村 良、副会長 鳥居 与記、大池 義之、加藤 央 豊田 英二、中村美奈、廣瀬 英昭、棚橋 和子 < 欠席委員 > 古川 正敏、眞鍋 敏克、廣瀬 彌恵子、若園 昭男
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	0 人
審議の概要	開会 あいさつ 【会長】 定刻となりましたので、第3回まちづくり基本条例推進委員会を始めさせていただきます。まずはじめに副市長からご挨拶いただきます。 【副市長】 今回の会議は第3回ということで、これまでに7回の部会を開催して頂き、その中で活発な意見を出し合い、テーマを絞るのがなかなか大変だったとお聞きしてます。 まちづくり基本条例を策定するときから参加して頂いている委員さんの中にもみえますが、まちづくり基本条例そのものが理念をまとめた条例ということもあり、その内容を具体化するには難しいところもあります。 どのように“基本条例の理念を浸透、推進させて行くかを見守っていきましょう”ということで、この推進委員会がつけられましたので、これを踏まえたご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

【審議案件】 3 . 提言書について

【会長】

ありがとうございました。

進行の都合上、先に「審議案件3 . 提言書」の審議を行います。

「審議会等」に関する提言書を作ることについて、前回会議で決定しておりますので、本日は提言書を作成する際の構成（案）についての審議になります。

構成としては、「はじめに」、「審議過程」、「現状と課題」、「まとめ」という内容で作成を進めたいのですが、この案についてこれでよろしいでしょうか。（意見なし）もし、こうしたほうが良いというものがあれば、会議の中でご意見ください。

【報告案件】 2 . 審議会等の実態調査結果について（資料1）

【会長】

次に、報告案件2 . 「審議会等の実態調査結果」についてになります。

本日の議論の対象となる重要な案件になります。

これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

報告案件2 . についてご説明します。**資料1**をご覧ください。瑞穂市の審議会等について、委員構成や設置状況などの現状をこの機会に調査する必要があるということで、8月27日に調査を実施しました。

監査委員会や選挙管理委員会など、行政機関については対象外とし、いわゆる「附属機関」と呼ばれる諮問答申するような機関で、平成24年度中に設置状態にあったものについてを調査の対象としております。

調査結果「1 . 審議会等の種類」については、審議会の分類を示したもので、附属機関は 法令必置（法律で義務付けられているもの） 法令任意（法令で設置することができる、設置は市町村の裁量によるというもの） 市独自の判断で設置するもの（条例等）の3つに分類され、 任意設置と 独自設置では設置根拠として市条例が必要となってきます。

続きまして「2 . 審議会等の設置状況」は、 の法令必置が5機関、 法令任意が8機関、 の市独自設置が31機関あります。附属機関に準じるものというのは、法令や条例による設置規定はなく、要綱等で規定されているもので、懇談会的性格のものになりますが、瑞穂市においてはそういった機関は存在しません。すべての審議会が法令や条例に基づいたものということになります。

次に、「3 . 審議会の設置目的について」ですが、設置目的を6つに分類しております。まずはじめに、「調停機関」については、民事に関する紛争を調停するための機関ということで、いざこざを法律によらず、第三者において審議調整する組織ということで、市で言えば“公平委員会”などがあげられますが、現在瑞穂市にはおいては設置状態にないものになります。

「諮問答申機関」は、今みなさんが参加してる“まちづくり基本条例推進委員会”などがそれに当たり、それ以外では、“特別職報酬審議会”など、諮問答申の形態をとって運営している審議会になります。「計画審議機関」は、一定の計画を短期間でつくる時などに開く審議会で、“健康増進計画策定委員会”や“地域福祉計画策定委員会”などがあげられます。「判定審議機関」は、案件毎の判定審査を主な役割とした組織で、例えば“放置自転車判定委員会”や、“廃棄物判定委員会”、“情報公開審査会”などで審査し、一定の判断を下

す機能をもった審議会のことになります。

「その他」につきましては、“民生委員推薦会”という機関がありまして、これをその他にしております。

今、説明したもの以外が「調査・審議機関」にあたるものになり、諮問答申の形をとっているものもありますが、例えば“明るい選挙推進協議会”や“男女共同参画推進審議会”など審議・協議を中心に行うものが全体で25機関存在しているということで、全部で44の機関が設置状態にあります。

「4．審議会等の開催状況」については、平成24年度中10機関、合計27回の会議を開催しました。開催回数については、毎年一定ではないものの、平成22年度は8機関で合計22回、平成23年度は13機関で合計30回の会議が開催されました。

次に、重要なテーマとして「5．審議会等の委員構成」になります。

委員構成を9つに区分し、さらに「諮問答申機関」、「調査審議機関」、「計画審議機関」に分けて分類しております。全体的に関係団体からの委員選出が目立ち、委員総数355の内、152人(42.8%)が団体等から選出された委員になっています。識見枠については、全体で16%となっており、2番目に多くなっていますが、大学の先生の割合については、そのうち3.9%に留まっています。市職員が審議会の委員として入っているのが全体で38人(10.7%)という状況については、審議会等委員の約1割が市職員で構成されているという結果も出ました。

「6．公募委員の状況」については、平成24年度中に設置状態にある審議会等を対象とし、44機関中30機関が委員が委嘱されている状態になっており、そのうち26名の方が公募委員として登録されています。総委員数に対する割合は7.3%という結果になりました。

委員の公募制度導入については、30機関中、11機関で実施しており公募を行ってない機関について、“個人情報を取り扱う案件がある”、“法律や条例で選任基準が定められている”などの理由から公募制度を導入してない機関もあります。市の指針では、総委員の2割を公募委員の目標値として規定しており、「7.3%」はその数値からは乖離したものになっていますが、分母である総委員数(355人)の中には、公募制度を導入していない機関の委員数も入っており、機関毎に公募制度に馴染む、馴染まないの区分けがなされていない状態があり、実際に公募制度を実施していない機関を除くと、7.3%よりその割合は多くなるもので、より2割に近くなる可能性があります。

「7．女性委員の登用」については、委嘱状態にある30機関中、76人が女性委員となっており、総委員数に対する割合は、21.4%になっています。

「6．公募委員の状況」と同じく、分母の数の捉え方になりますが、“文化財保護審議会”などは、男女という委員選出区分が加味されにくい組織で、充て職で決まってくるような機関においても男女による選別区分がしにくいものも総委員数の分母に入っており、そういったものを差し引くと、かなり女性の登用率は高くなっているのではないかと思います。

最後に「8．委員の兼職状況」については355人中、57名が委員を兼職している結果になります。1つの審議会だけの委員になっている方は、229人になります。今回、実態調査を初めて行ったことから、委員の兼職状況について、初めて明らかになったのですが、この状況に対するこれからについてもご検討いただきたいと思います。

審議会等の委員の兼職に関する国の指針では、その数は“3つまで”とされ

ており、何らかの特別な理由がある場合においても“４つ”とされています。
以上が資料１審議会等の実態調査結果の説明になります。

【会長】

調査結果につきまして何かご意見ございますでしょうか。

【副会長】

公募を行わない審議会等の理由について、“専門的な知識を必要とする”とありますが、市民の中にも現役をリタイアした人や、現役中に学校の先生や都市計画に携わって来た方もいると思います。そういう方々に“どうやって公募委員として参加してもらうか”ということもポイントなんです。今まで専門性が高いために公募が実施できなかったことについて、市民の中にも専門性を持った方もいるわけなので、専門性が高い＝公募なし」という認識は違っているのではないかと思います。

【会長】

今の意見に関して、その方達は「有識者枠」でいいのではないかと思います。“人材バンク”の問題になりますが、知識の有無のことを言い始めると、知識のない人は公募でも参加できなくなってしまうから、そういった知識の有る方については、“人材バンクに登録”してもらい、人材バンクからこの分野が得意だという方を有識者枠で選出してもらえばいいのではないかと思います。

一般の方から委員をより多く出すという意味では、公募に条件は付けない方がいいので、そういった人材について登録管理できるような制度を作っていけばいいのではないかと思います。

【Ａ委員】

審議会というのは、まちづくり基本条例の中の参画の一番の重要事項なので、市民が参画するとき、審議会の委員の選定基準、選定者、選定決定過程をルール化しないと駄目だと感じてます。審議委員は出席さえしていればいいということではなく、積極的に発言をしてもらいたいので、そういう人を出すための基準をはっきりさせてほしいですね。誰が委員を決めたのかという選び方についての調査はなかったのでしょうか。

【事務局】

どのように団体枠を決め、誰を委員を選んだのかということについて各所管毎に決めておりまして、定められた選出区分に充てはまる方を各所管が選び、推薦してもらったりしてながら選定してきたのが現状です。

【Ａ委員】

団体からの推薦枠は行政のサポート機関のメンバーばかりが委員になっているわけで、物申すには適さないのではないかと思いますので、それでは選考基準等が曖昧になってしまいますね。そのあたりを変えていかないといいですね。

【Ｂ委員】

「８．兼職の状況」で、２つ～３つ位まではわかりますけれど、４つ～１２

にもなっているのは、行政はいかにも選び方が安易なのか、頼みやすかったから増えてしまったのか、調査してみてもどのような感触だったのでしょうか。

12の兼職については理解できないです。行政の責任としてそのような状況は把握していなくてはいけないでしょう。

【事務局】

各所管が管理している審議会等の委員については把握がなされてますが、市全体ということでは把握できていなかったということになります。

今回調査してはじめて分かったもので、もちろん各委員本人は、兼職の状況が多いことを分かってみえます。平成24年度中は10の審議会が開催されており、12の委員を兼職されてる方については、このうち6～7審議会に委員として出られたことになりましたが、実際にご出席いただけていたというのが現状です。

【B委員】

この結果、兼職数を見てもテーマとして「審議会等」について取り上げたのはよかったと思いますね。かなり改善の余地があります。

【審議案件】 4.現状と課題として盛り込むべき内容について（資料2）

【会長】

資料1の調査結果につきまして質問等があれば、随時行っていくということで、続きまして資料2をご覧ください。

参考になると思われる他市の審議会等の設置規定等について並べた資料になります。これについては、見出しの順に検討します。

この審議会ではまちづくり基本条例の推進ということで、個別具体的な部分についての結論は、こういった案件を主務とする“行政改革推進委員会”などでの審議を経て結論付けられるものと考えておりますので、当推進委員会の提言書に盛り込む内容については、このことを頭に入れ検討を進めて行きたいと思えます。

まず、「委員定数」の項目ですが、市の附属機関設置条例では各審議会毎に「〇〇人以内」と委員数が決められており、実際には〇〇人以内となっていますので、定数どおりの委員数ではなく、定員に達していない審議会もあるということを知っております。委員報酬など金銭的な側面の問題もあり、定数を増やすことで、公募委員枠を増やせるだとか、定数を少なくすることでより活発な意見が出るようになるだとか、いろいろな考え方もありますが皆さんはどのようにお考えでしょうか。

提言書に盛り込む内容として、会長としては委員定数の数字的なものは入れず“より多くの意見を取り入れるため、委員定数を増やす”という表現だけにとどめておくというのはどうでしょう。

【A委員】

8月7日の部会資料で、市の「審議会等一覧」がありますが、定数が一番多いもので25人以内、少ないものは5人以内で、人数については現状維持でいいのではないかと思います。

【会長】

特に定数については提案しなくてもいいということですね。

定数以内の審議会がほとんどですので、あえて言うのであれば委員の充足率のことなのかなとも思います。

【事務局】

15人以内の定数で、大体12人～13人の委員が委嘱されており、5割を切るような審議会はない状況です。ほとんどの審議会では定員どおりとなっており、少ないものでも7割～8割程の充足率になっています。

ただし、これは公募委員で応募がなかったことの事情により定員に満たない状況になってしまったものも含まれます。

【会長】

15人の定員で、12人しか委嘱していないのであれば、3人公募枠を増やして欲しいということがありますね。定員の中で団体枠や公募枠の人数配分は決まっていないので、定数が増えれば必然的に公募委員も増えるのかなということもあって、定数について触れることで公募委員の増加について影響を与えられることにはなりますが、これについては現状維持とします。

【A委員】

公募のアナウンスは広報やHPで行っているということですが、実際には公募しても、審議会によっては応募する人がいないというのが実態ではないかなと思います。公募制度や選任基準にもメスを入れるべきではないでしょうか。

【副市長】

審議会によって違いますけれど、公募が来ない審議会もあれば、公募枠3人に対し、応募が6人来ることもあります。そういう場合は作文や面接を行ったりして選考したこともありますし、一概には言えないです。

【B委員】

理想は公募の募集定員より申し込者が多くなり、その中から選任するのが一番いいと思いますが、その委員を市役所の職員が選任することには違和感がありますね。市役所の意思に沿う方が選任される可能性がありますし、何か別の委員会が委員を選ぶだとか、選任方法を考えていけないと思います。市役所の職員も入って、かつ民間の方も入って委員の選任審査をするのがいいですね。結果を見ても委員選定の方法に違和感を感じます。

多くの審議会委員をやっている方については、団体に推薦依頼するとき、“もうこの方は他の審議会でも委員をやっているんで、この人以外で推薦してください”と依頼しなくてはいけませんね。

【会長】

附属機関設置条例の総論のところでは私たちは実際に口を出せないため、“理念に沿って検討してください”とかしか提言できないので、公募や関係団体からの推薦について検討しなくてはいけません。どうやって今まで選んできたか、どうしてこの団体から推薦したのかということはちょっと横に置いておいて、公募委員についての審議に戻りたいと思います。

公募に関しては、総委員数の２割という目標水準が決められていますが、努力規程であるため、これを３割とか４割にしてはどうかということで、もし、公募の応募人数に達していなかった場合、他の審議会の公募に応募した方などに声かけをしてみてもどうかや、会長としては、公募の数を増やすということで工夫してもいいと思うので、思い切って４割と言ってしまってもいいのではないのでしょうか。

【副会長】

人材バンクを育てるという観点からも、公募委員を増やすこともいいですし、人材バンクを活用することになれば、審議会も活性化すると思います。

【Ｂ委員】

公募枠の定数に達しなかったとき、他の委員会の公募者を推薦するというときには違和感を感じますね。公募の方は、応募したその委員会に入りたいから公募したのであって、他に枠があるからこっちにどうかという数合わせ的な要素はどうかと思います。

【Ｄ委員】

ある審議会に応募したのに、他の審議会の公募の枠があるから入らないかと聞いて、その方がＯＫであればいいのではないかと思います。拒否された場合は別ですけど。

【副会長】

そうすると、人材バンクの存在の意義はどうなりますか。

【Ｂ委員】

人材バンクの存在はいいことだと思いますが、その人材を公募で集めても集まらないのではないのでしょうか。

審議会に対してオールマイティな方もいないし、人材育成など、なかなか難しいと思います。若手で職業持っている方は人材バンクに登録し審議会に出るというのはなおさら難しいと思います。

【Ａ委員】

人材バンクのことで、副会長に質問ですが、今は公募と人材バンクがくっついているということですか。研修・教育という意味で人材バンクつくるわけではないですよね。有能な人材に登録してもらって、その後のことはどうなりますか。委員の選考にあたって人材バンクを選ぶということなのか、人材バンクはどのように関わってくるのでしょうか。

【副会長】

公募と人材バンクはイコールではなく、公募に対し自分から手を挙げる方はもちろんいいのですが、まちづくりなどに関心があって審議会などで発言したいと思っているような方を発掘・把握し、登録してもらうのが最初になります。公募にあたって、自分で手を挙げる方がいないとき、人材バンクに公募委員がないからどうでしょうかと投げかけたいわけです。

【A 委員】

人材バンクそのものを運営するのはどこですか。登録して下さいとか、情報を投げるかけるのはどこが行うんですか。リストをどこが作ったり事務を行うのでしょうか。

【副会長】

それは行政が行うわけです。

【副市長】

公募枠というのは、無色透明でいいと思います。何もないところからスタートするということで、5人の募集枠のところに3人の応募があって、残り2枠をどうするかということですね。欠員にするかどうかについて、そこで行政が人材を選んで任意の団体から出すのは、都合のいいように選んでいると思われるので、条件にあった方を選ぶことは公募にならないですね。

【会長】

人材バンク、登録制度というのは、そういう意味だけではなく、当初は登録してもらった方に、今後こういう審議会を募集するなどの“ダイレクトメール”を送付し、興味のある方は公募してくださいとすればある程度興味のある方が人材バンクに登録してくるわけですから、公募に手を挙げてくれる、公募してくれる率は高くなるんだろうという意味でお話ししています。

どこが管轄しているかという問題ではなく、全員一斉に送付するだけなので、人材を発掘することを念頭に置いていてるわけです。

欠員が出たから人材バンクから選ぶということではないです。案内を出して、やるやらないの決定権は本人にありますし、登録してくれる方は、公募委員でやりたいという方の率も高いですよという趣旨です。教育という話も出ましたが、審議会委員をまとめて教育するのは講師を呼んで、講演会聴くようなことをすればいいのですがなかなか難しいですね。登録管理程度なら運営はでき我想いますし、統一的に案内ができますので可能性はあると思います。

公募枠については、枠を増やすことによって結果的に手が挙がらなかった場合の問題も出ますが、新しく委員として入り込む余地が増えるのでいいと思います。会長として、努力目標であるのなら公募割合を現行の2割から4割にしてはどうかという提案をします。

【B 委員】

現在既に2割以上に近い状態なのに、わざわざ4割にしなくてもいいのではないのでしょうか。現状維持でもいいと思います。

【A 委員】

委員の構成状況を見たとき、公募の枠を増やすことによって、すべての方に公平性があればいいんですが、一定の偏った考えの方が集まりすぎてしまわないかという懸念があります。多数決で物事をすべて決めるわけではないので、4割というのは多すぎ我想いますね。

【副会長】

市民参画ということで、公募割合を4割にすること自体はまちづくりを推進

する目的に相応しいと思いますし、公募割合を上げないで、現状維持というのは、市民協働参画の趣旨として何も変わらないものになってしまうと思います。4割であっても過半数ではないので、公募委員だけ会議の採決が左右するわけではないでしょう。

【会長】

公募委員が過半数占めるというのは、特殊なものでない限りありえないですから選定のときにその辺りはチェックが入ると思います。その点についてはいいと思いますが如何でしょうか。

【B委員】

利害関係がなく、公正かつ適正な審議をしようと思うと公募の方はやはり応募してきた目的があるんですね。こういった審議会では声の大きい人の意見が通りやすくなります。公募割合が4割となると、公正な審議はできなくなる懸念はあります。現状の2割以上となってるだけで十分ではないでしょうか。定数に幅を持てばいいだけではないでしょうか。

【会長】

今は、もし10人の定員の委員会であれば、関係団体の委員8人を先に入れ、残りの委員を2割という最低率の人数で公募枠として募集しているところですが、公募委員をベースに行うのであれば、公募枠が2人のところに、4人の応募があった場合、4人を公募枠にし、残りの6人を団体推薦などで埋めるなど、逆の発想で行えればできると思いますし、各所管の考え方にもよりますが、2割以上のままでは、上限2割で終わってしまいます。4割にしておけば10人の定員であれば、公募で4人を募集しますのでインパクトはあります。

【C委員】

それであれば、4割というインパクトのある数字に変えることに賛成です。参画しやすい環境が整えられていることが見えることも重要です。公募委員制度がまだ浸透していないところもありますし、機能するような方向に持って行くべきだと思います。

【会長】

もうひとつ審議会のメンバー構成を見ると、利益相反に当たるようなメンバーがあるように見受けられます。利益相反は公募だけでなく、団体からの選出委員も全部の委員に当てはまるよう規制しなくてはいいけないですね。審議会運営に裁判官がいるわけではないですから、委員は自分の損得ではなく、市のために議論できるのがことが重要で、個人の損得には持って行ってはいけないのですが、弊害があるのであれば公募委員においても利害関係者は参加できないという一文を入れることも物理的にはできると思います。

【副市長】

例えば、補助団体における補助金をカットするような審議をしようという会議でも、受益者団体の委員が出席しているというのが現状で、それは利益相反になるということでそれを排除してしまうと、審議組織自体が成り立たないことになります。市と利害関係性が高い団体かどうかは見ないといけません

が、もちろん審議会の特色によって違いますし、市民の意見を取り入れるということでステップアップして行くということであるのなら、現行の２割から数字を増やすことはいいと思います。

【会長】

公募委員が増えることについて反対の方はないので、目標水準として公募委員の割合は現行の「２割」から「３割」に増やすことで如何でしょうか。

今後、４割に増やして行けそうなら増やして行けばいいですし今回は全員の意見一致で審議を進めていきたいと思いますので、ご意見がなければ提言事項として公募委員の割合について「３割」としたいと思います。（意義なし）

では、続いて「委員の兼職」について審議します。現在は公募委員だけが応募要件として兼職ができないことになっているので、その他団体選出等の委員については兼職制限がない状況です。実際、兼職されている方のご意見を伺いたいのですがどうでしょう。

【Ｅ委員】

兼職の制限があると大変助かります。審議会にただ来て、座っているだけだとも思われたくないですし、審議の為の勉強もしないといけませんから多くても３つか４つくらいで留めていただければ助かります。

【Ｂ委員】

２つ～３つの兼職で制限することでどうですか。多過ぎるとただ出席してるだけになってしまい、会議の中身が薄くなるので３つ程度までがいいでしょう。

【会長】

審議会等の制度上、防災会議、水防会議、国民保護会議など３つがセットになっている審議会等もあるようで、法律上認めざるを得ないものもあります。

多少の例外はありますが、物理的に兼職が多いと会議日程の調整がとれず、会議が開けないこともありますし、本日のこの会議ですら他の会議が重っており、欠席された委員も見えます。より多くの方に参加してもらおうと思うと、兼職は少ないほうがいいですね。

【Ｂ委員】

他市の兼職制限の状況から見ても、３つ～５つくらいまでですね。

３つでも大変です。私は会議に来て黙っているということはないですから、それには勉強しなくてはいいけませんし、やはりそのくらいの数ですね。

【会長】

では委員の兼職については、「３つまで」ということで提案しましょう。公募の兼職については如何しましょうか。公募委員は現在兼職が禁止となっており、１つの審議会のみとなっています。

【Ｃ委員】

年間通し、公募委員募集予定がわからないので、この審議会の公募に応募し

たら、その後もっとやりたい審議会の公募募集があったということがあり、私は、兼職を認めていいかと思います。

【会長】

公募委員の兼職に関しては、より多くの人の意見を取り入れるという意味で禁止されていたわけで、今回充て職などの委員の兼職制限を「３つまで」としましたが、公募委員についても「３つまで」兼職できるとなると、結果的に現在より兼職委員が増え、本来の趣旨と逆行してしまう恐れがあります、如何でしょうか。

【Ｆ委員】

私は自身この審議会１つだけなので、これ以外の他の審議会に出るというのは考えられないです。

【副会長】

基本条例の理念として、市民の参画機会を増やすということですので、公募委員について定数に達していないのであれば、兼職は当然認めるべきだと思います。応募するとき現在委嘱されている審議会を書いてもらいその上で兼職状態にない方を優先的に委員に委嘱すればいいと思います。

【Ｃ委員】

そうですね。公募委員の応募時にまず現在他の審議会等の委員になってないかを書いてもらうべきですね。

【会長】

公募委員が兼職できるものとして、現在委員をやっていない人を優先にしたいことについて不公平と思われないでしょうか。

【Ｃ委員】

思わないです。公募委員募集時に「兼職していない方を優先します」と最初に明記しておけばいいことですし、広く市民に参画の門戸を開くことであるのならそうすればいいと思います。

【会長】

公募委員の兼職禁止を外すということは、かなり大きな事だと思います。
まとめますと、団体推薦などの委員は兼職を「３つまで」とする。公募委員の兼職については、兼職していない方を優先し兼職数としては「２まで」として提言書に盛り込んではどうでしょうか。（意義なし）

続いて、委員の任期、再任についてになります。１回の委員任期は、概ね２年ですが、その再任について決まりがないため、このことについて検討してはどうかというものです。私は委員を長くやることには反対で、長くても「３期６年まで」と考えますが如何でしょうか。

【Ｂ委員】

ほとんどの委員は２年～４年で変わらないのですか。

10年もやってる委員はいますか。専門性の高い分野の委員はあるかもしれませんが、再任を妨げない程度の記載でいいのではないのでしょうか。

【会長】

多くの方の意見を審議会等の議論に取り入れようと思うと、長くても3期6年くらいまででしょう。専門性の高い職と言っても、委員が変わらないと偏った運営になってしまうと思います。他に適任者がいないときは、例外があると資料にあります。原則再任規制はこの市町にもあります。

【B委員】

資料2を見ると、他の市町では再任制限として、1人の委員が同一機関の委員としての継続任期を8年～10年に制限しているところが多いですね。

考え方ですけど、審議会が内容ある議論をしようと思うと、ある程度経験年数の幅は持たせたほうが良いと思います。団体からの推薦委員はころころ代わりますから、10年位はとっておいてもいいと思いますし問題は専門的な有識者のところだけです。最大10年で見ておけばいいのではないのでしょうか。

【A委員】

市民から広く意見を聴くことにおいては任期は短いほうが良いに決まっていますが、専門性だとか特殊技能が対象と委員はそういうわけにいかないかもしれないですね。団体の充て職であれば選考のとき「選考要領による」ところが多いですが、ここは「再任を妨げない」くらいでもいいと思います。

【B委員】

2年経てば団体の委員は代わりますし、人が変われば議論の内容もかわりますから、実際は制限をかけてもかけなくても変わるものだと思います。

【会長】

10年もやっていたら議論がマンネリ化してしまいます。
原則10年で如何でしょう。

【A委員】

私は再任を妨げないだけでいいと思います。

【C委員】

やはり具体的に何年までとあったほうが良いと思います。
10年未満でいいと思います。

【会長】

それでは、委員の再任について、例外はあるかもしれませんが提言書には、「委員多選についてその是非を含めご検討ください」の表現にとどめることにしましょう。（意見なし）

「市職員の委員としての参加制限」は重要なところになります。利益相反の最たるものとなりますので、「市職員の審議会委員としての参加は、法律上定められているものを除き、原則認めない」ということで如何でしょう。

市職員はあくまでも執行機関のサポートとしての参加でいいのではないで

しょうか。

【副市長】

委員としての発言権はないですが、現場の現状などを知りたいということになると市職員も必要になります。

【会長】

それは運営の仕方であって、現状についての参考意見などを聞きたいのであれば、会議には関係者として職員を呼べばいいと思います。法令に委嘱根拠のある職員以外は、委員として参加を制限するものとしたいですが如何でしょう。（意見なし）

その他特記事項等について、全体を通し募集要項などにおいてあらかじめ選考に関するルールをつくり、それを公表した上で委員を選考してほしいということで、公正で透明な選考過程になるよう提言書に盛り込むことについては如何でしょう。書き方については、「ご検討ください」程度にとどめます。

（意見なし）

最後に、組織の問題として今回企画財政課で実態調査をしてもらったわけですが、調査したことで分かったことも多く、委員に関する情報が縦割りになっており、横のつながりがないという状況が現実であり、今後まちづくり基本条例の理念を推進する上で、行政として“もっと力を入れた組織づくりを検討してください”という提案を提言書に入れたいのですが如何でしょう。

【A委員】

本来であれば、この委員会は行政をサポートする委員会でありこの委員会を強化すればいいと思いますけれど、この組織をさらに機能させるには新たな組織が必要だと思いますね。

【会長】

もちろんそうですが、まちづくり基本条例の理念が未だ市の行政組織全体に浸透していないからこそ、まちづくりに積極的に取り組む組織になるような組織体制づくりについて提言する必要があるものと思います。

【副会長】

まちづくり基本条例の推進を担当するような課は、どこの市町村もありますが、新たに市民協働参画を推進する課をつくってほしいと思います。

【会長】

それでは。まちづくりを推進するため、新たな組織づくりを進めるということ提言として盛り込みたいと思います。（意見なし）

閉会

（次の開催日の調整を行い、10月23日（水）13時30分から開催することを確認して会長が閉会を宣言した。）

	【提言書に盛り込む内容】のまとめ	
	委員定数	現状維持
	公募制度	公募委員の目標水準： 現行委員総数の「２割」を「３割」にする。 応募資格として兼職は最大２以下、非兼職者を優先する。 透明性の高い選考過程の構築 選考要領等を作成の上公募実施する → 選考要領等の作成
	兼職制限	原則３機関以内とする（法令等の充て職を除く）
	任期・再任	検討してください（専門性の高いものを除く）
	年齢制限	なし
	市職員	制限する
	その他	まちづくりを推進するための行政組織体制の充実を進めるよう提言する。
事務局 （担当課）	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp	